

名古屋都市計画

用途地域の変更

(津島市決定)

津島市

名古屋都市計画用途地域の変更（津島市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の容積率	建築物の建蔽率	外 壁 の 後 退 距 離 の 限 度	建 築 物 の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度	建 築 物 の 高 さ の 限 度	その他 及び 備考
第一種低層 住居専用地域	約 49 ha	10/10以下	6/10以下	－	160㎡	10m	7.4 %
小計	約 49 ha						
第二種低層 住居専用地域	－	－	－	－	－	－	－ %
小計	－						
第一種中高層 住居専用地域	約 143 ha	20/10以下	6/10以下	－	－	－	21.5 %
小計	約 143 ha						
第二種中高層 住居専用地域	－	－	－	－	－	－	－ %
小計	－						
第一種住居地域	約 314 ha	20/10以下	6/10以下	－	－	－	47.1 %
	約 3.3 ha	15/10以下	6/10以下	－	－	－	0.5 %
小計	約 317 ha						47.6 %
第二種住居地域	－	－	－	－	－	－	－ %
小計	－						
準住居地域	約 23 ha	20/10以下	6/10以下	－	－	－	3.5 %
小計	約 23 ha						
近隣商業地域	約 39 ha	20/10以下	8/10以下	－	－	－	5.8 %
	約 6.2 ha	30/10以下	8/10以下	－	－	－	0.9 %
小計	約 45 ha						6.7 %
商業地域	約 20 ha	40/10以下	8/10以下	－	－	－	3.0 %
小計	約 20 ha						
準工業地域	約 59 ha	20/10以下	6/10以下	－	－	－	8.8 %
小計	約 59 ha						
工業地域	約 10 ha	20/10以下	6/10以下	－	－	－	1.5 %
小計	約 10 ha						
工業専用地域	－	－	－	－	－	－	－ %
小計	－						
合計	約 666 ha						100.0 %

「種類、位置及び区域は計画図表示の通り」

理 由

当地区においては、都市計画マスタープランの土地利用方針に基づき、地区計画の活用により、道路等の基盤施設の整備を進めるとともに、建物の用途や敷地面積の最低限度、垣又は柵の構造、色彩などの街並みのルールを定め良好な居住環境を維持・創出を図る。

地区計画を定めることに併せ、用途地域の変更を行うことにより、土地利用の適正な誘導を図るとともに、良好な住環境を形成するものである。